

30年度からの

「認定こども園（幼稚園・接続型）」への移行について（募集要項補足資料）

多摩川幼稚園は、昨年の開園50周年を一つの区切りとして、今後の社会の変化と地域のニーズに応じていくために、「地域の子育て支援・幼児教育センター」（乳児から小学生までの保育・教育と子育て（家庭）支援の拠点）を目指しています。

そのため、多くの地域の皆様が利用しやすく、少子化が進むなかでも健全な経営ができるよう、来年度から「認定こども園（幼稚園・接続型）」へ移行します。

しかしながら、未だ東京都では私立幼稚園の新制度（認定こども園）への移行が進まず社会的な認知も不十分なままです。そのため、来年度の園児募集要項の公開に合わせて在園児保護者の皆様にも、保護者負担額や認定手続き等がどのように変わるのかを詳しく説明する資料を作成しましたので参考にご覧ください。

I 多摩川幼稚園が認定こども園に移行する理由

「認定こども園」とは、幼稚園と保育園の両方の機能を持つ施設ですが、多摩川幼稚園は、すでに20年以上前からプレイルーム（11時間保育 長期休暇中実施）、自家製給食、2歳児保育（一時預かり）、子育て広場的な子育て支援事業も実施しており、認定こども園の要件を満たしてきました。（平成17年度に市と移行協議もしておりました）

しかしながら、それらの事業を充実させるためには、私学助成制度（私立学校という枠組み）では補助対象外の事業も多く、利用する保護者の負担を増やしても経費が賄えないという経営的な限界がありました。

また、近年急増している働くお母様の家庭の園児の弟妹（1、2歳の3号児）の長時間保育の対応も私学助成制度の幼稚園のままではできません。

以上のようなことを総合的に検討した結果、「地域の子育て支援・幼児教育センター」の目標をできるだけ保護者の負担を少なくして実現するため、30年度から「認定こども園（幼稚園・接続型）」に移行することにしました。

II 子ども・子育て支援新制度の概要

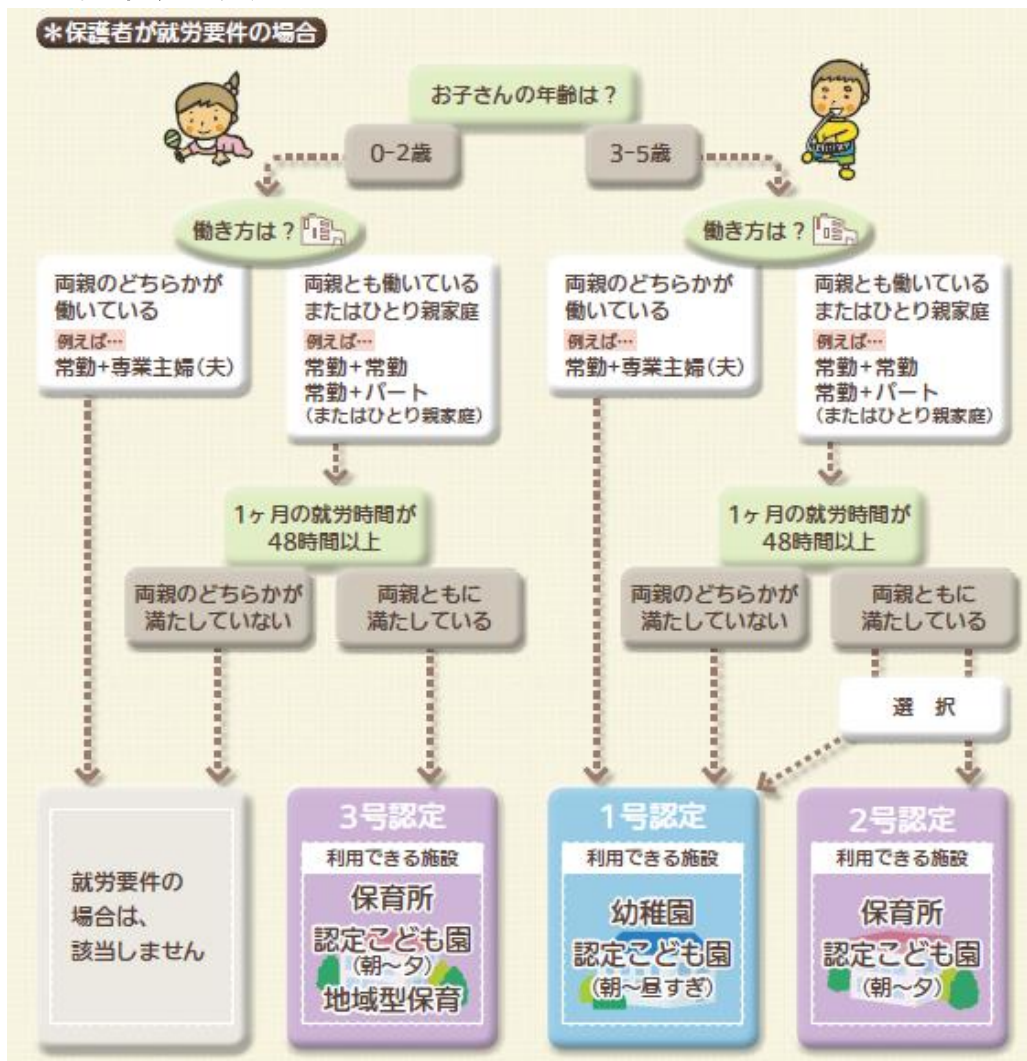
制度の概要については、内閣府、あきる野市のホームページをご確認ください。

内閣府 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/sukusuku.html>

あきる野市 <http://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000005976.html>

認定こども園に通う場合は、利用認定の手続きが必要となりますので、概要を掲載します。

(1号～3号の認定区分)



(保育を必要とする要件)

- 【就労】(外勤・内勤・自営の全ての就労を含む)
※週3日以上1日4時間以上＝1か月48時間以上であることが最低要件となります。
- 【妊娠出産】・・・出産予定月を含む前後2か月間、合計5ヶ月間の期間限定です。
- 【疾病・負傷・障がい】・・・児童の保護者がそれらの理由で、児童の保育ができない場合。
- 【介護・看護】・・・同居の家族(長期入院等している親族を含む。)を常時介護または看護している。
- 【災害】・・・震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたる期間内。
- 【求職活動】・・・求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている。
- 【就学】・・・職業訓練校、専門学校等教育施設に在学している。※通信教育、カルチャーセンターでの学習は該当しません。
- 【虐待・DV】・・・虐待やDVを受けている、またはそのおそれがある。
- 【育児休業中】・・・既に保育所を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合

Ⅲ 認定こども園 多摩川幼稚園の構成(学校法人 多摩川学園)



《幼稚園》	1号児	2号児	合計
5歳児(年長)	92	16	108
4歳児(年中)	92	16	108
3歳児(年少)	92	16	108
満3歳児	24		24

《多摩川保育園》(併設保育機能施設) 3号児(標準時間 11時間保育)

*30年4月 開園予定

1歳児 6 2歳児 6 合計12名

*今後のニーズにより24名程度まで増員を検討

《たまがわベビーハウス》(小規模保育室A型) 3号児(短時間 8時間保育)

1歳児 6 2歳児 6 合計12名

Ⅳ 保護者の負担(幼稚園)

新制度移行により、入園金、毎月の保育料、給食費等とプレイルーム(預かり保育)保育料と、保護者に対する補助金のしくみが大きく変わりますのご注意ください。

1 入園金

29年度まで、80,000円で、11月の入園手続き時から3月末までにお支払いいただいていたましたが、30年度からは、入園準備金(15,000円)を入園手続き時にお支払いただき、残りの額に相当する額を、入園してから「施設充実費」として毎月1,900円ずつお支払いいただきます。

*今年度までに入園金を納めている園児は、「施設充実費」の負担はありません。

*入園準備金につきましては、手続き後辞退された場合も返金はいたしません。

2 毎月の保護者負担

29年度まで

* (): 利用者のみ

保育料+教材費+施設設備費+給食費+(バス維持費)+(プレイルーム保育料)を毎月、全員同じ額をお支払いいただき、その後、各家庭の納税額に応じた区分による、就園奨励費補助金と護者負担軽減費補助金が保護者の口座に支払われていました。

別途、年額として父母会費(年額3,600円)、冷暖房空調費(年額7,000円)

30年度から

○市民税の所得割課税について

利用者負担額、保護者負担軽減補助金の区分の基準になりますので、まず各自の「税額決定通知書」の税額を確認してください。

* 「税額決定通知書」が手元にない方は、各市町の窓口で請求することができます。(有料)

1号認定児

1号利用者負担額 (住所のある市・町が定めた額 表により6階層に区分
第2子は半額 第3子は無料) **0円～25,700円**

+

1号児教育充実費 (詳細は次頁参照) **8,300円**

+

施設充実費(新入園児のみ) (従来の入園金相当額) **1,900円**

+

(バス維持費 3,700円) + (プレイルーム保育料 時間単位～月極契約 10,000円)

-

保護者負担軽減費補助金 (年2回保護者の口座に振り込み) **3,400円～9,600円**

※ 別紙「・・・進級児/新入園児・・・納入月額 比較表(あきる野市)」で、各自の納入月額(1号児の場合は実質負担月額と両方)をご確認ください。

(例1) 市民税 77,100円超 211,200円以下 (年収目安 360万円～680万円) の新松組で「第1子」の場合は「④区分」となり、

利用者負担額 + 1号児教育充実費 = 納入月額
(20,500円) (8,300円) (28,800円)

納入月額 - 保護者負担軽減費補助金 = 実質負担額
(28,800円) (6,900円) (21,900円)

(例2) 市民税 77,100 円以下 (年収目安～360 万円) の新梅組 (新入園児) で「第 3 子」の場合は「③区分」となり、

利用者負担額 + 1 号児教育充実費 + 施設充実費 = 納入月額
(0 円) (8,300 円) (1,900 円) (10,200 円)

納入月額 - 保護者負担軽減費補助金 = 実質負担額
(10,200 円) (9,600 円) (600 円)

2号認定児 (標準時間(1 1 時間保育)、短時間 (8 時間保育) の区分有り)

2号利用者負担額 (住所のある市・町が定めた額 税額により 2 3 階層
保育所と同額 第 2 子は半額 第 3 子は無料) **0 円～26,700 円**

+

2号児教育充実費 (詳細は下記参照)

5,000 円

+

施設充実費 (新入園児のみ) (従来の入園金相当額)

1,900 円

+

(バス維持費 3,700 円)

(例1) 2号標準時間認定 市民税 173,300 円～213,599 円以下の新松組で「第 1 子」の場合は「⑩区分」となり、

利用者負担額 + 2号児教育充実費 = 納入月額
(22,800 円) (5,000 円) (27,800 円)

(例2) 2号短時間認定 市民税 71,300 円～77,799 円の新梅組 (新入園児) で「第 2 子」の場合は「⑩区分」となり、

利用者負担額 + 2号児教育充実費 + 施設充実費 = 納入月額
(6,100 円) (5,000 円) (1,900 円) (13,000 円)

○これまでの保育料、教材費、施設設備費、冷暖房空調費は「利用者負担額」に集約されます

○**教育充実費 (1号児・2号児別)** は、多摩川幼稚園が国基準を超えて、教育の充実のために支出している経費に対応する費用で、温水プール他の施設の維持費、水泳、体育、絵画、英語、モンテッソーリ教育等の講師の費用、基準を超えて配置している教職員 (30 年度から看護師も配置する予定) の人件費と 従来の給食費 (月額 4,800 円) に相当する「食育費」(1号児のみ) に対応します。

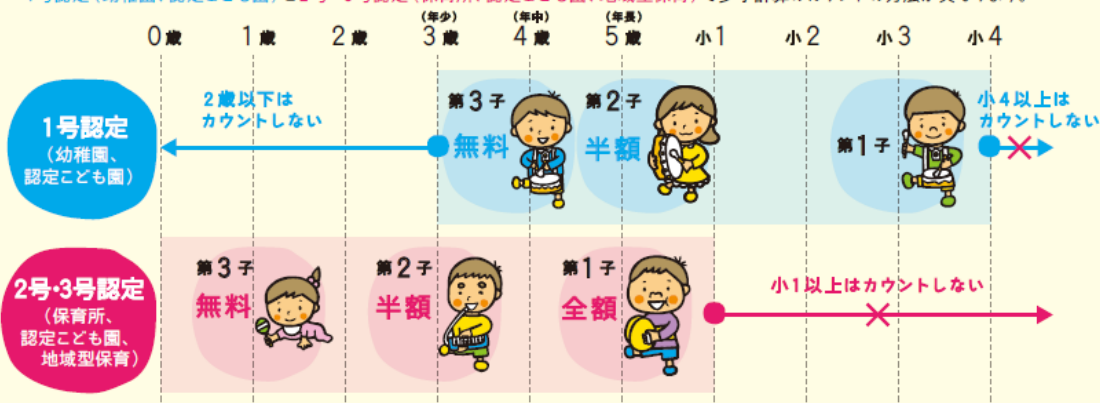
- 2号認定の利用者負担額には、標準時間（11時間）、短時間（8時間）に対応する保育料と副食分に相当する費用が含まれていますので、プレイルーム保育料はなく、教育充実費も1号児より低額になっています。
- 就園奨励費補助金については、同額が1号児の各階層の利用者負担額の軽減に充当されており、なくなります。
- 保護者負担軽減費補助金については、1号児のみ年2回に分けて各保護者に交付されます。
- 個人用品代、遠足費用等の実費精算的な費用と父母会費については、これまでと同じように別途徴収します。

3 多子世帯の負担の減免について

- 1号認定は、これまでの幼稚園児の保護者に対する補助金と同様、兄弟が小学校3年生まで、弟妹の第2子、第3子としての減免があります。
 - 2号（3号）認定は、従来の保育所と同様、保育所（認定こども園）兄弟が在園児の場合の弟妹（0歳児まで）について、利用者負担額が、第1子を「全額」とすると、第2子は「半額」、第3子は「無料」となっています。
- ◎現在の制度設計では、兄弟が小学校に進学した後の弟妹については、2号児の月額負担より1号児で、プレイルームを利用（月極契約他）した方が最終的な負担が少なくなる場合もあります。プレイルームの利用時間、給食、弁当にかかる費用も考えながら、別紙負担額一覧表を良く確認していただき、そのような階層に該当される場合は、年度替わりの前に認定変更の手続きをしてください。（全国的に様々な問題が出ておりますので、ご注意ください）

<きょうだいを利用する場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。>

1号認定（幼稚園、認定こども園）と2号・3号認定（保育所、認定こども園、地域型保育）で多子計算のカウントの方法が異なります。



4 多摩川幼稚園独自の減免制度について

これまで、お子様の多いご家庭の負担を少しでも軽減するために、園独自に兄弟同時入園の場合の入園料の減免、毎月の保育料の減免制度を設けておりましたが、新制度移行により、基本的な利用者負担額が、半額、無料と大幅に減免されることから、独自の減免制度は29年度で廃止させていただきますのでご承知おき下さい。

V 在園児(30年度進級児)の保育認定の手続き

1 在園児(30年度進級児)

1号児 11月上旬に幼稚園から保護者に各市、町の書類を配布し、記入の上幼稚園からまとめて各市、町に申請し、決定通知も幼稚園を通じて配布します。

2号児 事前に希望調査を実施し、該当者に対して11月上旬に幼稚園から保護者に各市、町の書類を配布し、記入の上、各自で市、町の担当窓口へ申請し個別に、決定通知(11月上旬に決定)を受けて下さい。認定はあきる野市が必要牲についての基準(ホームページに掲載されています)に従い利用調整を行い決定します。

2号の要件を満たしていない場合、または、多摩川幼稚園の2号の定員の枠に入れなかった場合は、1号児として所定の保護者負担額を納めて、これまでどおりプレイルームを利用して通園することになります。

* 2号児の希望が現在の定員を大きく超える場合は、市と定員変更の協議をする予定です。

VI 多摩川幼稚園の入園手続き

◎入園までの流れは別紙「平成30年度入園児 入園までの流れ」のとおりです

1号児

入園決定後、市・町に対する1号認定の認定手続きがありますが、願書受付から入園までの流れは基本的には29年度までと同じです。

2号児(1号児でも希望)

市の利用調整の結果、2号児の定員に入れなかった場合でも、1号認定として入園して、プレイルームを利用して通園することを決めている方は、11月1日に「1号認定」(2号認定変更希望)として申込み、11月2日に面接、入園手続き等を行い、その後、市に対して1号と2号認定の申請手続きを合わせて行い、1月に2号の認定、入園決定通知が届いた時点で2号認定に移行することも可能です。

2号児（他保育園併願）

1 1月1日に申込み、2日に面接までに行い「入園許可証」受領後、入園手続きまでは行わずに、その後市に対して2号認定手続きを行い、1月上旬の2号決定後、入園手続きを行うこともできます。

現在3号認定を受けてたまがわベビーハウスの園児になっている場合は、提携幼稚園として優先的に2号認定での入園が認められます。

Ⅶ 多摩川保育園・たまがわベビーハウスの入園手続き

○両施設とも、一般の保育園と同じく、各保護者が住所のある市・町の窓口にて3号認定と一緒に申請します。（4月入園の場合は11月～12月上旬）

○入園決定通知を受けた保護者に対し、1月下旬までに幼稚園から入園手続き、オリエンテーション等の通知を送り、入園準備を進めます。

